



令和 4 年（2022 年）3 月 29 日

見積書・請求書の押印を省略 感染対策とデジタル時代対応で手続きを簡素化

立科町では、これまで見積書・請求書を提出する際に必要としていた印鑑等の押印を省略することとしました。新型コロナウイルス感染症拡大防止とデジタル時代に対応し、手続きの簡素化と迅速化を目的とするものです。

1 押印を省略できる書類

見積書、請求書

- ※初めて取引いただく時などは、「責任者及び担当者」氏名、連絡先を明記していただく場合があります。
- ※今までどおり、押印した書類の提出も可能です。
- ※事業によって押印が必要な場合もあります。

2 見積書・請求書の提出方法

- 電子メールやファクスによる提出も可能です。
- 電子メールの場合、請求書等は PDF 形式にして添付をお願いします。

3 適用日

- 令和 4 年 4 月 1 日以降、町に提出いただくものから対象とします。

4 その他

- 入札書・契約書は引き続き押印をお願いします。
- ご不明な点は、請求書等の提出先部署までお問合せください。

5 取材案内

- 本件について取材をご希望の社は、企画課企画情報係（電話 0267-88-8403）にご連絡ください。

立科町公式ウェブサイト <http://www.town.tateshina.nagano.jp>



立科町マスコット
キャラクター
しなちゃん

立科町 会計室
（会計管理者）羽場厚子
電話：0267-88-8414
FAX：0267-56-2310
E-mail：kaikei@town.tatesihna.nagano.jp